

○保険料調整制度の対象とならない事業所例（個人事業所・任意適用）

個人事業所・任意適用

下記に定める事業所のうち、厚生年金保険法第6条第3項の規定により適用事業所となった事業所

- ・2029（令和11）年10月（非適用業種解消）より前に開設した法定17業種以外の事業を行う事業所
- ・常時使用する従業員が5人未満である事業所

①2026(令和8)年10月1日時点で既に、特定適用事業所（任意特定適用事業所を含む）となっている個人事業所

例1 A'事業所：2026年10月1日よりも前から任意特定適用事業所となっている任意適用事業所

②保険料調整制度の対象事業所のいずれかの条件に該当する前に、被保険者数が常時51人以上となって特定適用事業所となった個人事業所

例2 B'事業所：被保険者数51人以上で特定適用事業所となった任意適用事業所

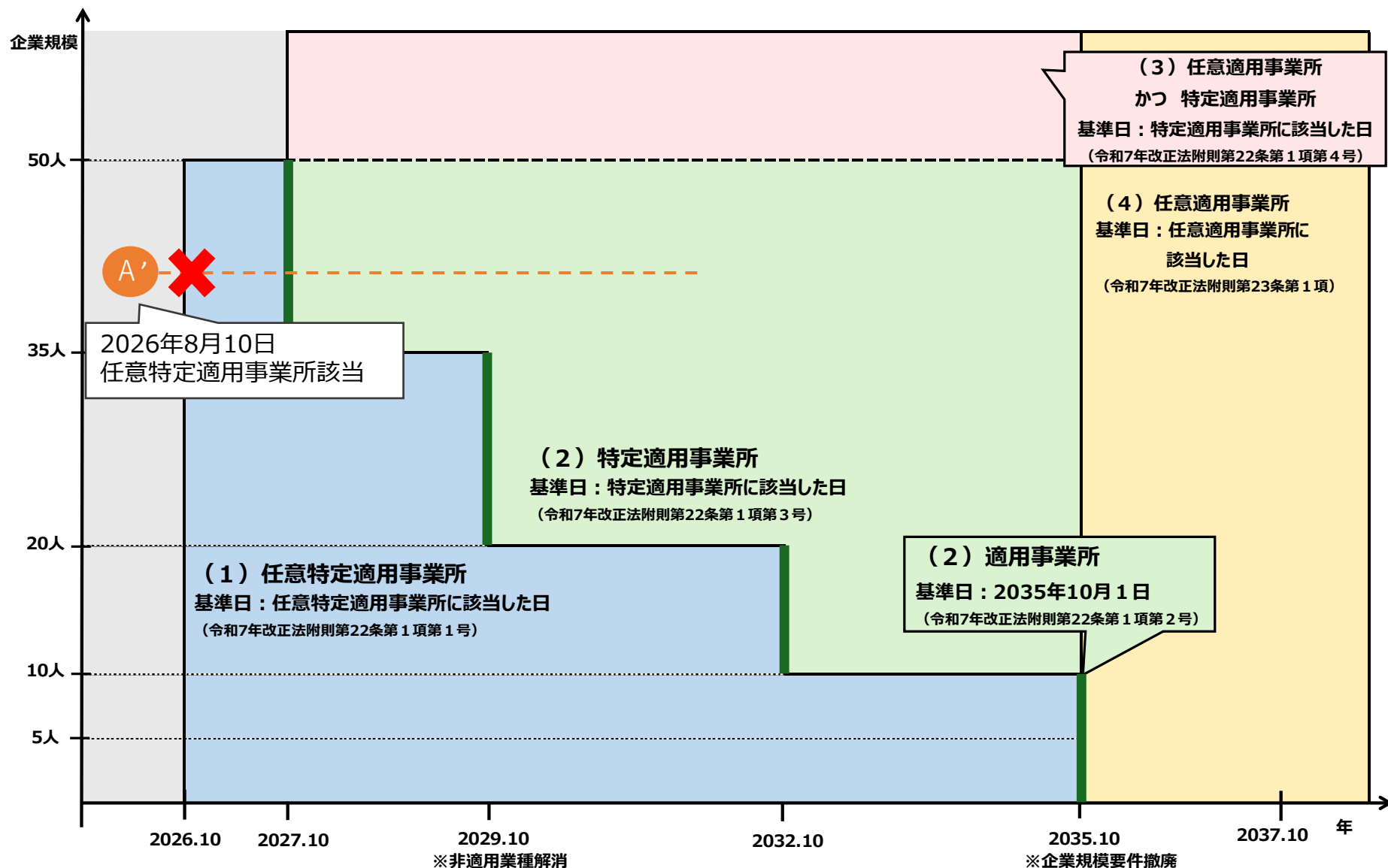
例3 C'事業所：被保険者数51人以上で特定適用事業所となり、その後被保険者数が50人以下となった任意適用事業所

例4 D'事業所：被保険者数が51人以上で新規適用し、同日に51人以上で特定適用事業所となった任意適用事業所

例 1 A'事業所：2026年10月1日より前から任意特定適用事業所となっている適用事業所

被保険者数40人の個人事業所（任意適用）が、2026年8月10日に任意特定適用事業所となった場合

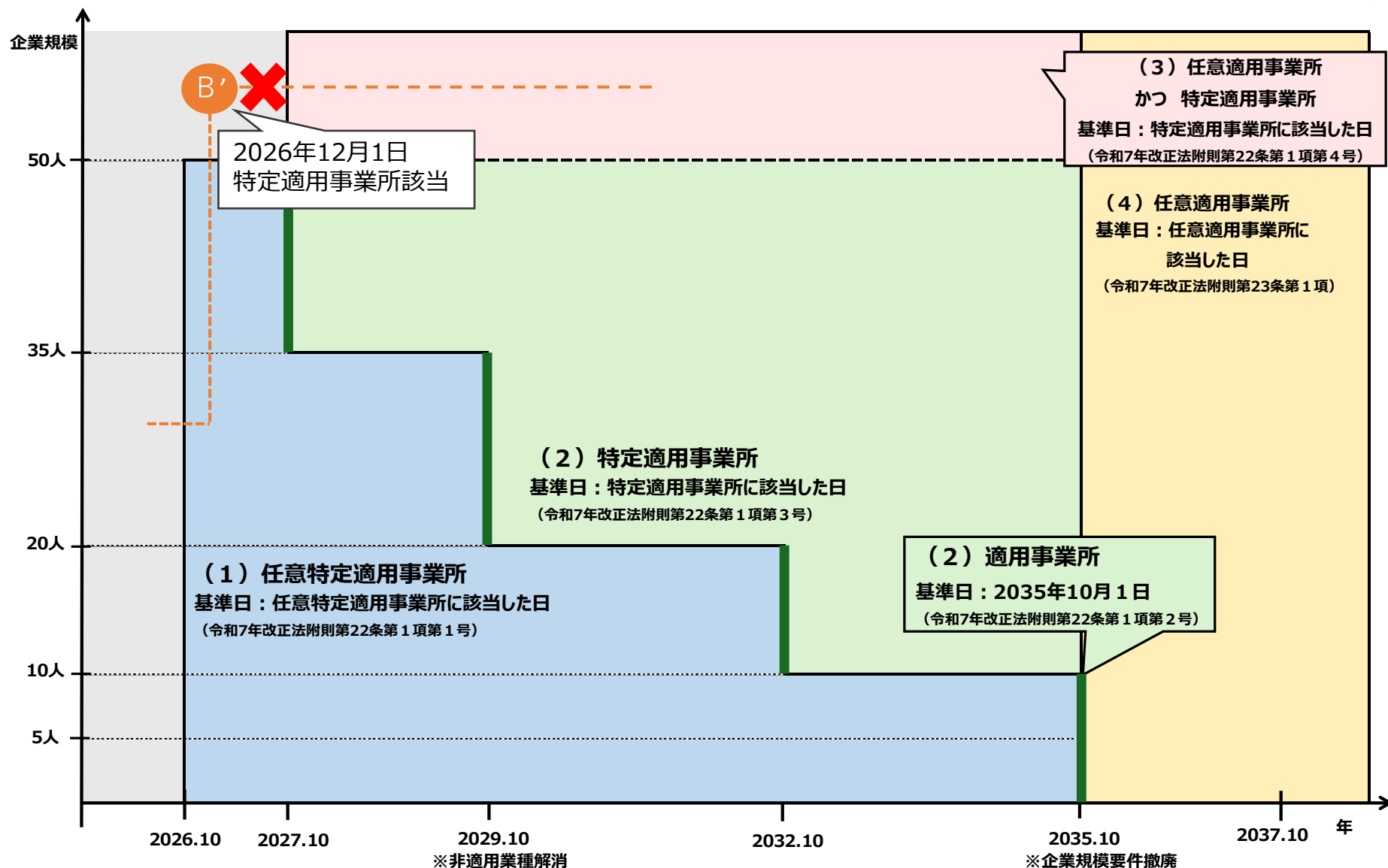
⇒2026年10月1日時点で既に、任意特定適用事業所となっているため、保険料調整制度の対象とならない。



例2 B'事業所：被保険者数51人以上で特定適用事業所となった適用事業所

2026年12月1日に、被保険者数が30人から70人に増加したことにより、被保険者数が51人以上で特定適用事業所となった個人事業所の場合

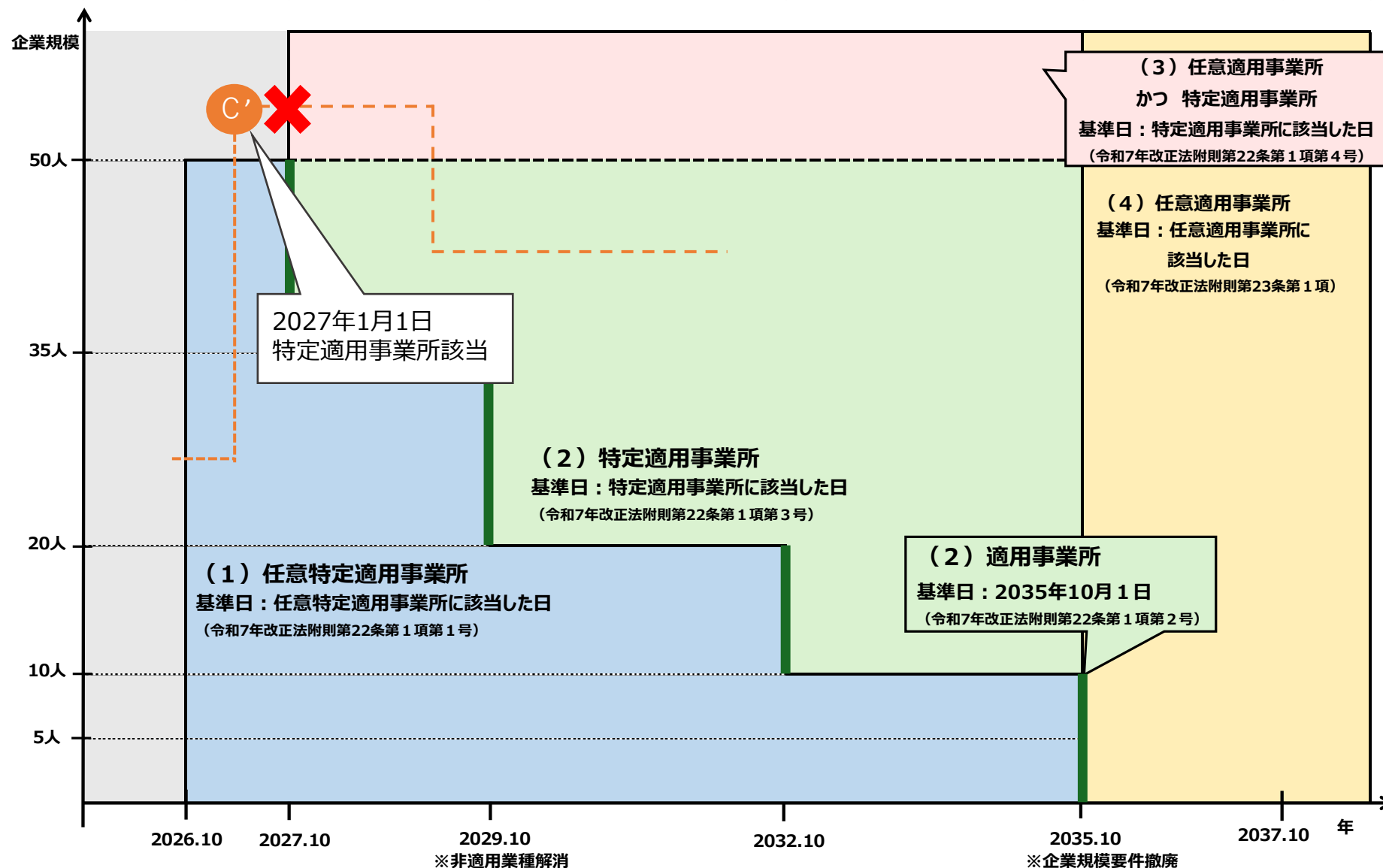
⇒保険料調整制度の対象事業所の条件を満たす前に、51人以上で特定適用事業所となっているため、保険料調整制度の対象とならない。



例3 C'事業所：被保険者数51人以上で特定適用事業所となり、その後被保険者数が50人以下となった適用事業所

2027年1月1日に被保険者数が25人から60人に増加したことにより、被保険者数が51人以上で特定適用事業所に該当し、その後被保険者数が50人以下に減少した個人事業所の場合

⇒保険料調整制度の対象事業所の条件を満たす前に、51人以上で特定適用事業所となっているため、保険料調整制度の対象とならない。



例4 D'事業所：被保険者数が51人以上で新規適用し、同日に51人以上で特定適用事業所となった適用事業所

2027年4月1日に、被保険者数が60人で新規適用し、同日に被保険者数51人以上で特定適用事業所となった個人事業所の場合

⇒保険料調整制度の対象事業所の条件を満たす前に、51人以上で特定適用事業所となっているため、保険料調整制度の対象とならない。

